

旭指監第211号  
平成28年1月14日

指定障害福祉サービス事業者等 各位

旭川市長 西川 将人  
(福祉保険部指導監査課担当)

食事提供体制加算の算定に係る留意事項並びに食事の提供に要する費用に係る利用者負担額の取扱いについて（お知らせ）

食事提供体制加算（以下「加算」という。）については、事業所に従事する調理員による食事提供であること又は調理業務を事業所の最終的責任の下で第三者に委託することも差し支えありませんが、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定対象になります。

なお、施設外で調理されたものを提供する場合、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められ、加算算定の対象となることは御承知のことと思います。

しかしながら、実地指導において、一部不適切な体制で食事の提供がなされている事案が確認されたところ です。

つきましては、加算の算定及び利用者負担額の算定について、次の点に留意していただき、適切に実施されますようお願いいたします。

## 1 栄養管理等について

食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行う必要があります。

- (1) 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。
- (2) 利用者ごとに、適切なアセスメントを行うことを通じて作成された個別支援計画に基づき、食事の提供を行っていること。
- (3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。
- (4) 適切な衛生管理がなされていること。

## 2 食事の提供に関する業務を第三者に委託する場合の利用者負担額等について

- (1) 食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本としますが、加算の算定対象となる利用者の利用者負担額は、食材料費の実費相当分のみとなります。

業務委託の場合は委託料に食材料費のほか、「調理に係わる人件費」、「光熱水費」等も含まれていることから、委託契約書の中に食材料費の実費相当分の額を明記するなど、区分する必要があります。

(2) 委託契約書に食材料費の実費相当分の額を明記することができない場合は、利用者負担額を徴収しないか、委託料と加算額の差額分のみ利用者から徴収可能です。

なお、この場合であって、事業所でも別に主食等を用意し、委託料とは別に費用が発生する場合は、事業所で用意した食材料費の実費相当分と委託料を合計した額から加算額を控除した差額分のみ利用者から徴収可能となります。

### 3 食材を第三者から購入する場合の利用者負担額等について

(1) 調理業務を第三者へ委託するのではなく、調理済みの食材を提供する業者等（以下「給食宅配業者等」という。）から「食材」を購入する場合は、あらかじめ作成された献立に従った「食材」を「購入」する契約方法であれば、その全額を食材料費として利用者から徴収可能です（食材購入の相手方は食料品店等のほか、上記2の業務委託で想定される給食宅配業者等も含まれます。）。

ただし、施設外で調理されたものを提供する場合は、クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において、急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限られ、運搬手段等についても衛生上適切な措置を講じる必要があります。

この場合、例えば、出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供する場合は加算の対象にはなりません。

(2) 冷凍食品を食料品店等で購入し、施設内で調理し提供する場合は加算の対象となりますが、利用者が訓練の一環として、生活支援員等と一緒に調理して食事提供を行った場合は、加算の算定要件を満たさないため注意が必要です。

(3) 上記1の(3)の献立作成業務等を食材購入先に委託する場合は、加算の届出においては食材の購入契約としてではなく、食事の提供を「委託」しているものとして届け出てください。

その場合において、上記2に基づき、費用を分ける必要があることに注意してください。

※ 上記1～3の場合について、利用者から費用の支払を受ける場合には、運営規程において「利用者から受領する費用の種類及びその額」として明確に定めるとともに、当該利用者に対して文書を交付して説明を行い、同意を得る必要があります。

※ 上記2の(2)の取扱いについては、旭川市内の事業所において適用する考え方ですので、注意してください。

※ 添付の別表も合わせて参照してください。

※ 上記の取扱いについては、「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年9月29日厚生労働省告示第545号）」のほか、各関係法令を十分に確認の上、適切に実施していただくようお願いします。

【担当】旭川市福祉保険部指導監査課（障害担当） 電話：0166-26-1111（内線 5120, 5118） FAX：0166-25-9090
-------------------------------------------------------------------------------